

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年10月4日

【ファンド名】 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)
リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 中村 佳史
取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road,
Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Euro Bond Fund)(以下「ファンド」といいます。)の管理会社であるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)(以下「管理会社」といいます。)は、2019年9月26日付でファンドの早期償還を決議しました。このため、ファンドは2019年11月29日付で早期償還されます。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ)当該解散等の年月日

2019年11月29日(早期償還日)

(ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

管理会社は、以下の理由によりファンドを償還することを決定いたしました。

- ・ 2018年11月30日に提出した有価証券届出書「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(3) 信託期間」においては、「以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記の要領で書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。() 受益証券の当初発行日から1年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンドの純資産額が500万米ドルまたはファンドに関する英文目論見書の追補に定める基準通貨で500万米ドルに相当する額を下回った場合。」と定められています。ファンドの純資産額は、2019年9月18日現在4,952,587.96米ドルでした。これは、500万米ドルの基準値を下回っています。

加えて、

- ・ ファンドの純資産額は、2019年7月1日以降、複数回にわたり基準値である500万米ドルを下回っています。
- ・ ファンドは、2018年4月以降、分配金を支払うのに十分な収益を得ておりません。

(ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2019年9月26日付の書面により、日本における販売会社(ファンドの受益証券の登録受益者)に通知しました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状